

愛知県立大学学外研究員規程の運用細則

第1条 愛知県立大学学外研究員規程（以下「規程」という。）に基づき決定された学外研究員に適用する運用細則は、以下のとおりとする。

第2条 規程第2条に定める本学の専任教員及び任期付教員とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

第3条 学外研究は、本学の授業計画及び研究計画に必要と認められ、かつ、本学の教育及び大学運営に支障がないと認められる場合に限る。

第4条 国外研究の在外研究期間は1年以内とする。

2 特別の必要があると学長が認めた場合は研究期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えてはならない。

3 前項による承認の種類は、乙種及び丙種によるものとする。

4 研究期間が1年を超える場合は、愛知県公立大学法人教職員就業規則第19条第1項第4号及び第5号の規定により休職とする。

第5条 国内研究の期間が2週間以内の場合は、愛知県公立大学法人教員等の勤務時間取扱要綱に規定する研修承認簿に替えて愛知県公立大学法人旅費規程に定める旅行命令書により承認を受けるものとする。

2 学外研究日程表は、提出の際、なるべく詳細に記入することとし、復路の航空機の予定その他の出発前には確定できない事項については、確定後速やかに所属長に報告するものとする。

第6条 規程第5条、第7条及び第9条の規定に基づく学長への報告等については、学務課又は守山学務課を経由するものとする。

第7条 第4条第4項の規定によりがたい事情の生じたときは、あらかじめ学長が理事長と協議するものとする。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 看護学部教員については、平成23年3月31日まで愛知県立看護大学学外研究員規程を準用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。